2012年(平成24年)1月9日　月曜日　第3種郵便物認可

「政治参加」京都など4地裁提訴

成年後見 選挙権回復を

成年後見制度の適用を受けたために選挙権を失った知的障害者たちが政治参加の権利回復を求め、各地で声を上げている。後見を受けると民法上は判断能力を欠いているとみなされ、現行の公職選挙法は選挙権を認めていない。この規定を憲法違反として、京都や東京など4地裁で選挙権の確認を求める訴訟が相次いでいる。（峰政博）

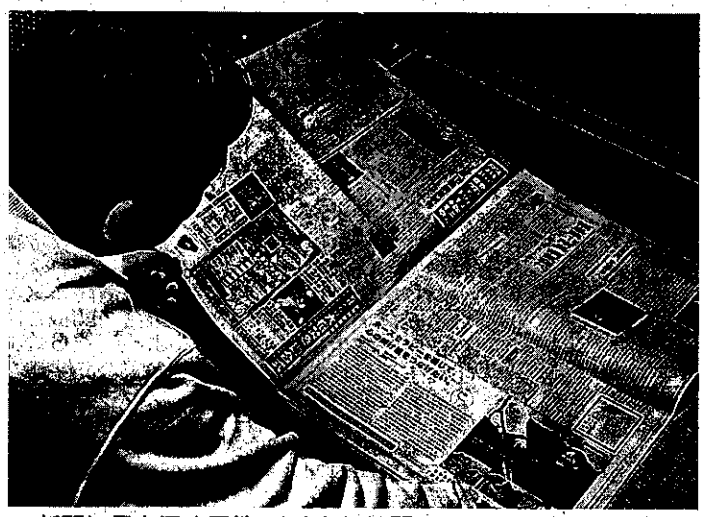

新聞に目を通す男性。政治と福祉問題に関心が高く、朝刊と夕刊を読むのは大切な日課だ（京都市中京区）

中度の知的障害がある京都市中京区の男性(57)は毎日、新聞の朝夕刊に目を通す。政治と福祉に関心があるという。成人になってから選挙はほぼ毎回投票してきたが、後見を受けて以降、投票できないでいる。

男性は計算が苦手で、小額の買い物でも単位や数字を間違えることがある。父親が自分たちが亡くなった後のことを心配し、1994年に成年後見制度の前身である禁治産制度に基づく申し立てをした。

国「個別の審査は困難」
原告「あくまで財産管理」

2012最前線

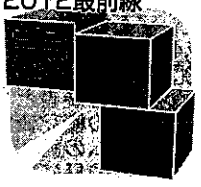

男性は2011年6月、選挙権の確認を求めて京都地裁に提訴した。

「障害者自立支援法になって負担が増えた。福祉を考えてくれる若い政治家を応援したい」と話す。

総務省選挙課によると、後見を受ける人は民法で「精神上の障害で、常に物事の判断能力を欠く状態」と定義され、選挙権を失う根拠となっている。障害や判断能力に個人差はあるが、同課は「選挙時に個別に能力を審査するのは困難だ」とする。

男性の原告代理人を務める民谷渉弁護士(28)は「成年後見はあくまで財産管理能力に主眼を置いた制度だ。（後見の適用を決める）家裁は選挙権を行使するために必要な判断能力の有無は審査していない」と主張する。

民谷弁護士によると、海外では同様のケースで選挙権の制約を伴う国は減っている。EU加盟国ではイギリスやイタリアなど多くの国が選挙権を完全に与えているという。

知的障害者や家族、福祉関係者でつくる「全日本手をつなぐ育成会」（東京都）が09年に実施したアンケートでは、回答した会員2043人のうち79%が選挙権を失うことを疑問視した。11年8月からは国に要望する署名活動を展開し、これまでに約21万人分を集めている。

成年後見制度　認知症や知的障害などで判断能力が十分でない本人に代わって、家庭裁判所の選んだ後見人などの援助者が財産管理や契約をして、権利を守る制度。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」がある。「後見」を受けた場合のみ公選法によって選挙権を失う。